

令和元年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和元年6月4日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 多治見 亮 一 君	2番 高 道 洋 子 君
3番 進 藤 晴 子 君	4番 榊 原 深 雪 君
5番 田 利 正 文 君	6番 熊 澤 芳 潔 君
7番 高 橋 健 一 君	8番 川 上 修 一 君
9番 高 橋 秀 樹 君	10番 二 川 靖 君
11番 木 村 明 雄 君	12番 井 脇 昌 美 君
13番 吉 田 敏 男 君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	藤 代 和 昭 君
足寄町農業委員会会長	齋 藤 陽 敬 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	佐々木 雅 宏 君
経 済 課 長	村 田 善 映 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	横 田 晋 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	沼 田 聡 君
---------	---------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 田 利 浩 君
-------------------	-----------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	櫻 井 保 志 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	西 岡 潤 君

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4～P 5＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 5＞
- 日程第 4 行政報告（町長・教育長）＜P 5～P 7＞
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育長・農業委員会会長）＜P 7～P 18＞
- 日程第 6 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について＜P 18～P 19＞
- 日程第 7 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について＜P 19＞
- 日程第 8 報告第 8 号 予定価格 1,000 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について＜P 19＞
- 日程第 9 議案第 60 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 19～P 21＞
- 日程第 10 議案第 61 号 足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について＜P 21～P 23＞
- 日程第 11 議案第 62 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について＜P 23＞
- 日程第 12 議案第 63 号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について＜P 23～P 24＞
- 日程第 13 議案第 64 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について＜P 24～P 25＞
- 日程第 14 議案第 65 号 足寄町森林環境譲与税基金条例の制定について＜P 25～P 26＞
- 日程第 15 議案第 66 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について＜P 26～P 27＞
- 日程第 16 議案第 67 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について＜P 27～P 28＞
- 日程第 17 議案第 68 号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について＜P 28～P 29＞
- 日程第 18 議案第 69 号 足寄町介護保険条例の一部を改正する条例について＜P 29～P 30＞
- 日程第 19 議案第 70 号 足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例について＜P 30～P 31＞
- 日程第 20 議案第 71 号 足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例＜P 31～P 32＞
- 日程第 21 議案第 72 号 足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例＜P 32～P 34＞
- 日程第 22 請願第 1 号 日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書＜P 34＞
- 日程第 23 意見書案第 2 号 2020 年度地方財政の充実・強化を求める意見書＜P 34＞
- 日程第 24 意見書案第 3 号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への

復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」
の実現に向けた意見書<P34～P35>
日程第25 意見書案第4号 日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書<P
35>

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、令和元年第2回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、1番多治見亮一君、2番高道洋子君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高橋健一君。

○議会運営委員会委員長（高橋健一君） 昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月4日から6月17日までの14日間とし、このうち5日から12日までと、15日、16日の10日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、6月4日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長、教育長からの行政報告を受けた後、町長、教育長、農業委員会会長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第6号から報告第8号までの報告を受けます。

次に、議案第60号から議案第72号までを即決で審議いたします。

次に、請願第1号につきましては、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

意見書案第2号と意見書案第4号については総務産業常任委員会へ、意見書案第3号については文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

13日は、一般質問などを行います。

14日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承を願いたいと思います。

なお、議案第73号から議案第78号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定であります。提出されました際に再度議会運営委員会で協議し、皆様に御報告いたしますので、御了承をお願いしたいと思います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの14日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月17日までの14日間に決定をいたしました。

なお、14日間のうち、5日から12日までと、15日から16日までの10日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) よって、10日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月6日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時07分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長(吉田敏男君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、十勝市町村税滞納整理機構における平成30年度の実績が取りまとめられましたので、御報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績であります。滞納事案401件、滞納額3億2,061万1,000円の引き継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は9,199万9,000円、収納率は28.69%となっており、前年比5.46ポイントの減となりました。

前年に比べ収納額、収納率いずれも前年実績を下回る結果となりましたが、十勝管内の雇用情勢や個人消費等の経済状況が大きく改

善をしていない中、引き続き高い水準を維持しているものと考えております。

次に、本町の実績でございますが、引き継ぎました事案は6件、滞納額158万5,000円に対して、延滞金を含めた収納額は109万5,000円、収納率は69.09%となっており、前年比18.2ポイントの増となりました。

また、事前予告通知による効果額は178万3,000円で、収納実績額と合わせた総額は287万8,000円となっており、本町が負担する分担金82万4,000円を差し引いた費用対効果額は、205万4,000円の実績となりました。

発足から12年間における本町の引き継ぎ件数は延べ116件で、収納額は3,200万円の実績となっており、滞納整理機構への引き継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も向上しているところであります。

なお、令和元年度におきましては、継続事案3件を含む8件、滞納額347万2,000円を引き継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取り組みを図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げ、御報告といたします。

次に、国民健康保険病院の診療体制等につきまして、御報告を申し上げます。

国民健康保険病院の医師体制につきましては、現在、常勤医師内科4名、外科1名により診療を行っておりますが、このたび柴崎嘉内科医長から、諸般の事情により本年7月31日をもって退職したいとの申し出があり、慰留に努めたところではあります。御本人の意思はかたく、このほど退職届を受理したところであります。

柴崎医長は、平成23年8月から勤務され

ており、この間本町における地域医療に熱心に取り組まれるとともに、本町が進める医療と介護・保健・福祉の連携システムの推進にも積極的にかかわっていただきました。

また、大変気さくなお人柄で、時には地域に出向いての出前講座や町の行事にも積極的に参加されるなど、町民に慕われ、患者さんにもなじみの先生として診療に当たっていただいておりますが、このたび8年間の在籍を区切りとして退職の意向が示されたものでございます。

なお、現在、昨年度に引き続き、北海道の地域枠医師1名が配置されておりますことや、今後旭川医科大学病院の研修医を1カ月単位で数名受け入れする予定となっていること、さらには柴崎医長が担当している内視鏡検査の一部につきましても、本年8月以降、旭川在住の内科医師に臨時医師として月1回程度お越しいただくことで内諾を得ているほか、旭川医科大学病院及び帯広第一病院からの派遣医師による、それぞれ月1回の内視鏡検査なども継続されている現状から、当面は常勤医師3名による内科診療体制といたしますが、後任の常勤医師募集につきましても状況に応じて検討するなど、でき得る限り支障が生じないように配置してまいりたいと考えております。

次に、国保病院1階ロビー内に設置されている売店につきましては、平成17年3月1日から当時の足寄町観光物産協会、現在のNPO法人あしよる観光協会でございますけれども、が足寄町振興公社の後を引き継ぎ運営しておりました、引き継ぎをしておりました。しかしながら、売上げの減収や人材確保が困難であることなどの理由から、売店の継続営業が困難である旨の打診があったことを受け、具体的な協議を続けてまいりましたが、本年3月末をもって売店事業から撤退したいとの申し出が正式にあり、受理したところでございます。

このことにより、患者さん及び来院者に御不便をおかけいたしますが、必要最低限の物

品については、病院受付窓口等において取り扱うこととするなど、でき得る限り支障を来さないよう対応しているところでございます。

引き続き、後継事業者の確保についてさまざまな方面に働きかけるなど、検討、協議を進めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

教育長、藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より新国際交流員の招聘について、御報告いたします。

町民の国際理解の推進や姉妹都市との交流促進を図るため、外国青年招聘に関する要綱に基づき、本町の姉妹都市でありますカナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市の協力のもと、平成4年度から国際交流員を招聘し、本町の国際交流の進展に大いに貢献されているところであります。

第12代国際交流員リヴァイ・センズ氏につきましても、平成28年9月に着任以来、小中学校での国際理解教育や英語教育の推進のほか、学校外でも小学校や保育園児を対象とした子ども英語クラブペーパー・キッズの実施や、町のイベントの参加等で活躍いただきましたが、本年8月をもって雇用契約期間が満了となることから、後任としてウェタスキウィン・足寄友好協会から推薦を受けた、同市出身のハンナ・ボールホーン氏、23歳、女性を招聘することといたしました。

ハンナ氏はカナダのアルバータ大学で運動学を学び、現在は職業安全テスターとして、事故や病気などが原因で職場を離れていた人が、職場復帰できるかを判断する仕事についています。また、地域活動としてウェタスキウィン市コンポジット高校のバスケットボール部及びバレー部のコーチを務めてきまし

た。

今後は、今年3月に着任した第13代国際交流員ミッチェル・ボーウィー氏とハンナ氏の2名体制で、引き続き学校における国際理解教育や英語教育の推進及び地域における国際交流の推進をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

◎ 行政執行方針

○議長（吉田敏男君） 日程第5 行政執行方針について。

町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しをいただきましたので、令和元年度行政執行方針を申し上げます。

令和元年第2回足寄町議会定例会の開催に当たり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

私は去る4月21日に執行された統一地方選挙におきまして、「人にやさしいあしよろ！町民に寄り添い、人を大切にするまちづくり」を掲げて立候補し、多くの町民の皆様から温かい御支援をいただき、町政を担わせていただくこととなりました。

その責任の重さをしっかりと受けとめ、副町長としての4年も含め42年の行政経験を生かし、常に町民目線を持って誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、町民の皆様、町議会議員各位の御指導、御協力をお願い申し上げます。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる足寄町第6次総合計画は、平成27年度、西暦で言いますと2015年度から10年間の計画として、安久津前町長とともに私も策定にかかわっており、私の選挙公約の通り、この総合計画を時代の変化に即した見直しを行いつつ、着実に実施することが私の責務と考えております。

その上で、未来を担う若者やまちづくりに意欲のある人を育て、町民の誰もが、この足寄町に住んでよかったと思っていただける、安全・安心のまちづくりを進めてまいります。

総合計画は、本年度で前期5カ年が終了することから、後期5カ年計画を本年12月の第4回定例会に報告ができるように準備を進めてまいります。

また、人口減少対策が本町における最重要課題と考え、基幹産業である農林業をしっかり支援することで、町の経済が安定し、過疎対策に結びつくものと考えており、この地で暮らすことに幸せを感じられる町を維持していくための施策をまとめた、第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略を、来年3月までに策定できるよう作業を進めてまいります。

また、地方創生、人口減少対策の大きな柱である「子育て応援出産祝金贈呈」「保育料完全無償化」「学校給食費無償化」「足寄高校存続に関する支援」等の子育てと教育の支援は、その時々状況に応じた施策の見直しを行い、「安心して子育てできる町、足寄町」を引き続き、町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

あわせて、産業の振興と雇用の場を創出するための各種施策に取り組み、定住人口の確保、地域経済の活性化を進めてまいります。

さらに、時代の変化に合った福祉施策の充実も必要であり、ひとり暮らしの高齢者や障害者が安心して住み続けられる環境を充実させたいと考えており、福祉施策全般の基本方針や目指すべき将来像等を盛り込んだ、足寄町地域福祉計画を本年度中に策定するとともに、特別養護老人ホーム建てかえの検討も含めた、新たな医療と介護・保健・福祉の連携システムの構築を進めてまいります。

続きまして、令和元年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算の概要を御説明申し上げます。

本年度は統一地方選挙の年でありますこと

から、当初予算の編成におきましては、いわゆる骨格予算として編成されていましたが、本定例会で御提案申し上げます補正予算は、選挙公約を実現するために、本年度から取り組みが可能な事業に係る政策予算等を中心に提案をさせていただきました。

その結果、今次補正の歳出予算の総額は、一般会計10億1,485万3,000円、特別会計1,798万6,000円、企業会計839万7,000円、合計10億4,123万6,000円となり、これを本年度の既定予算に加えた各会計の総額は、一般会計10億3,416万9,000円、特別会計33億207万7,000円、企業会計17億1,977万9,000円、合計151億5,602万5,000円となるものであります。

以下、各会計の予算案等につきまして、項目ごとにその概要を御説明申し上げます。

まず、地域活性化の推進に係る取り組みでは、町内建設業施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事を対象としている、住環境・店舗等整備補助金につきまして、昨年度に引き続き、賃貸住宅整備、住宅敷地舗装化、カラマツ構造材使用まで補助対象を拡大して、本年4月に遡及して補助を行うため、6,000万円の補正予算を本定例会に提案しています。

この補助制度により、多くの町内業者による新增築や改修工事が行われ、地域経済の活性化と住環境の改善に非常に効果のある事業と捉えており、引き続き、定住人口の確保、地域経済の活性化のために制度のPRを進めてまいります。

平成23年度から実施している、まちづくり活動支援補助金につきましても、引き続き、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を行う町内住民グループを支援するため、1団体30万円を限度に補助を行うこととし、本定例会に5団体分150万円の予算措置を行ってまいります。

また、今回予算提案を伴うものではありませんが、引き続き、CLTを核としたカラマツ材活用促進検討業務により、CLT工場誘致に向けた環境整備、カラマツ等の人工材の高次加工、需要拡大に向けた検討を進めてまいります。

また、観光産業等の振興及び雇用拡大を図るため、足寄町企業振興促進条例に基づき、町内にビジネスホテルを建設する法人への補助金を本定例会に提案しております。

また、地域おこし協力隊としての任務を終えた後、町内で起業または事業継承を行う際に必要な経費を支援する、地域おこし協力隊起業支援補助金制度を創設し、地域活性化と定住人口の確保を図りたいと考えており、イチゴの栽培・加工販売や狩猟業により起業を目指す前隊員2名と現隊員1名への補助金300万円を予算措置いたしました。なお、この補助事業に要する経費は、1人100万円を限度に特別交付税が措置されております。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、平成26年6月から本町の特産品を全国にPRするとともに、寄附金収入の確保を図るため、特産品開発とPRを実施しておりますが、過度に返礼割合の高い特産品や商品券等で寄附を募る自治体に多額の寄附が集中したこともあって、本町の寄附金収入は減少し、平成30年度の収入額は平成29年度の8割程度にとどまりました。

しかしながら、平成31年4月に地方税法等の一部を改正する法律が施行され、返礼品はその自治体の特産品であって、返礼割合を3割以下とすることが基準化され、基準に適合する地方公共団体でなければ、税の特例控除を受けられなくなることになりました。本町にあっては、令和2年9月末までの期間、税控除の対象となる指定を受けており、今後もルールを守って、返礼品の開発と寄附金増のための取り組みを進めます。

また、移住施策の取り組みとして、北海道が運営するマッチング支援の対象となっている求人により、東京都、埼玉県、千葉県または神奈川県から足寄町に就職・就業した移住

者に100万円を支援する予算を本定例会に提案しております。

次に、地上デジタルテレビ放送難視聴対策について申し上げます。

大誉地本町、螺湾本町、上足寄本町においては、NHKとの共同運営によるテレビ共同受信施設組合の有線共聴設備により、地上デジタルテレビ放送を視聴されていますが、各施設とも大規模な改修をしてから15年から28年が経過し、老朽化が著しいことから、NHKから設備更新が求められています。しかしながら、各組合とも、組合員の減少、高齢化により、組合運営を維持することが難しくなっており、また、費用負担をすることが困難になってきていることから、町内の他の難視聴地区と同様に、町が共聴施設を整備することとし、無線共聴施設整備費の予算を本定例会に提案をしております。

次に、公共施設・財産の管理についてありますが、老朽化した施設の長寿命化対策として、はたらくものの憩の家の屋根・外壁塗装及び玄関ポーチ等の外部改修を行い、また公営住宅では美盛団地、大誉地団地及び東団地の屋根・外壁の塗装、給湯設備や浴室の改修等を計画的に進めてまいります。

次に、自治会活動の振興であります。高齢化がさらに進み、また働き手が減少するこれからの足寄町において、自治会は地域における生活上の諸問題の解決、地域の環境整備や防災・防犯・福祉等の取り組みを通じ、住みよい地域社会づくりやまちづくりの中核となる組織であり、引き続き自主防災組織の設立や環境美化等の地域コミュニティー活動への支援を含め、自治会活動の運営経費に対し支援を行います。

次に、新エネルギー利用の推進ですが、豊富な地域資源を活用し、資源とエネルギーの地域循環による地域経済の振興を進めるため、一般家庭用木質ペレット燃焼機器導入補助金につきまして、1件当たりの補助上限額を20万円から30万円に引き上げ4件分、太陽光発電施設導入補助金1件当たり2

0万円4件分と合わせまして、合計200万円の補助金を本定例会に提案をしております。

次に、農業振興対策について申し上げます。

足寄町農業協同組合が、本年度から令和5年度までの5カ年を計画期間として策定した、地域振興計画に基づき、生産者と一丸となって、足寄型農業の確立に向けた取り組みを進めていることから、足寄町の基幹産業の持続的発展を支えるため、行政としてできる限り支援を行ってまいります。

J A足寄バイオマスセンターが平成31年3月に竣工し、北海道電力への売電を開始しております。現在の売電量は計画値の約50%ですが、8月以降に計画発電量に達する見込みと足寄町農業協同組合からの報告がありました。

今後、副産物であります発酵消化液の効果的な活用方法等について、肥料成分・散布方法・圃場での肥効等の実証調査を行い、地域内循環による地域経済への波及効果を得るための取り組みを、関係機関と連携して進めてまいります。

また、道営水利施設等保全高度化事業の営農用水整備事業が、西足寄地区及び中足寄地区で進められていますが、北海道が負担をしない非農家世帯への給水に係る調査設計費の町負担額を本定例会に提案をしております。

農業担い手の確保と育成関係では、昨年度まで19戸の方が新規就農しており、本年は1月に2戸、4月に1戸の新規就農があり、そのうち1戸は初めて畑作での新規就農者として経営を開始しています。さらに1組が年度内の新規就農を目指して準備を進めており、引き続き足寄町の重点施策として新規就農者支援を推進してまいります。

また、足寄町農業共同組合が行う、豆類の省力栽培、豆類の作付拡大に向けた取り組みを、全額道補助金を財源に畑作構造転換事業補助金として879万円を支援する予算を本定例会に提案しています。

さらに、規模拡大等の意欲ある畜産農業者に対し、新たな投資のための資金を無利子で貸し付けするために、畜産振興資金貸付金1億円を本定例会に提案させていただいております。

なお、再生可能エネルギーの利用、自家消費型・地産地消型のエネルギーの自立的な普及を進めるため、新町温泉付随メタンガスを利用した、新町温泉ハウスの電気・熱利用促進を行うため、平成31年3月に鉱業権を取得し、夏までの本格稼働を目指し、現在は鉱業の操業許可を得るため、経済産業省及び関係部局と調整を行っております。

次に、林業振興について申し上げます。

道内各地で木質バイオマス発電所の稼働が始まり、活発な木材市況が続いておりますが、原料となる木材の確保に苦慮している状況にあると聞いております。

将来にわたり森林の恵みを楽しむまちづくりを進めるため、民有林事業等への各種支援を継続し、また町有林につきましても、引き続き貴重な財産である木質資源を持続・循環させるとともに森林の持つ公益的機能の維持促進を図るため、管理運営を進めてまいります。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の成立により、森林環境税の課税は令和6年度から始まりますが、森林環境譲与税は本年度から自治体に交付されます。森林環境譲与税を管理し、森林管理システムを有効に機能させるための基金を設置する必要があることから、本定例会に基金条例の制定について提案をさせていただいております。

続いて、商工振興対策であります。町内の小規模事業者の経営持続を支援するために、平成27年度から足寄町商工会が国の伴走型支援事業を活用して、小規模事業者の支援を行っております。国の小規模事業者持続化事業補助金の対象とならない事業であっても、経営を持続させるために必要な取り組みと商工会が認めた場合、足寄町小規模事業振興補助として1事業者50万円を上限に補助

することとし、総額400万円の予算を本定例会に提案しております。

また、平成29年5月より十勝総合振興局や環境省阿寒湖管理官事務所、地元関係者を中心に、オンネトーの魅力創造委員会が設立され、定期的にワークショップを開催し、雌阿寒岳・オンネトー地区の持続的な利用と保全のあり方について検討が進められており、本年度は環境省の自然公園等整備交付金を活用し、オンネトー地区の活動拠点となる、オンネトー新休憩舎整備のための調査設計費517万9,000円を本定例会に提案しております。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

子育て支援の充実につきまして、平成27年度に創設した、子育て安心基金を財源に、引き続き子育て応援出産祝金の支給を初め、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料無償化を継続してまいります。

なお、本年10月から全国的に保育料無償化が始まりますが、国の制度では3歳未満児の保育料にあつては世帯の所得制限があり、また給食費等は無償化の対象にはなりません。また、本町にあつては完全無償化を継続いたします。

本町のこれまでの子育て支援施策の充実により、認定こども園、へき地保育所及び家庭的保育事業でお預かりする児童数の合計が、平成28年4月は172人でしたが、平成29年4月は197人、平成30年4月が206人、平成31年4月が205人となっております。子育て応援出産祝金にあつては、平成29年度1年間で33人の出生にお祝いをいたしました。平成30年度は50人と人口減少対策の効果があらわれてきているものと捉えています。また、子どもセンターのペレットボイラー更新工事を財政上有利な環境省補助を活用して実施するために、平成18年の施設整備時に収入した林野庁補助金の返還義務が生じたことから、返還金に係る予算を本

定例会に提案をしております。

また、10月から予定されている消費増税による子育て世帯等の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者及び子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行を商工会に委託するための予算を計上いたしました。

感染症対策では、風疹の予防接種を受ける機会がなかった世代のうち、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、抗体検査と予防接種費用の公費負担を実施いたします。

次に高齢者福祉施策ですが、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等との情報共有を一層進め、特に医療保険や介護保険の制度改正、介護保険サービスを取り巻く大きな時代の変化に対応した特別養護老人ホームの建てかえ等も含めた、新たな医療と介護・保健・福祉の連携システムの構築に向けた取り組みを進めてまいります。

介護人材の確保・育成事業といたしまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金等の制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。

次に高齢者等複合施設むすびれっじの停電時の備えといたしまして、非常用電源設備整備工事の実施設業務を予算計上しております。

また、現在旧東小学校の3階建て校舎の1階部分をふれあいプラザとして利用しておりますが、建築基準法の改正により現在の耐震基準に合致しなくなっていることから、新耐震基準を満たしている生涯学習館1階へ移転するための改修工事費を予算計上しております。

また、本年度に設立50周年を迎える足寄町老人クラブ連合会に、記念事業を行うために必要な補助金の予算を提案しております。

福祉における課題は多様化・複雑化しており、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、住民誰もが役割を持ち、支え合いながら

自分らしく活躍できる地域コミュニティーを形成し、公的サービスを補完する形で、暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。そこで、本町を取り巻く状況を的確に把握し、時代の変化に即した、取り組むべき福祉施策の基本方針や目指すべき将来像、実施施策等を盛り込んだ地域福祉計画を策定するために必要な経費を計上いたしました。

次に、環境衛生対策について申し上げます。

本年4月から新しいごみの分別・収集体制がスタートして、約2カ月が経過いたしました。分別区分等の一部変更に伴い、4月中には多くの問い合わせがありましたが、現在は落ちつき、町民の皆様の御理解と御協力をいただき、おおむね順調に推移をしております。

また、引き続き自治会等への資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対する助成を通じて、ごみの資源化や減量化に努めてまいります。

次に地籍調査事業につきまして、引き続き現在の計画に沿って、土地の位置づけの明確化を進めてまいります。

次に、土木建設工事につきましては、総合計画の年次計画に基づき、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を進めるための予算を計上しております。

また、公園事業では里見が丘公園再整備事業として、経年劣化が進んできた総合体育館と温水プールの大規模改修、遊戯広場の幼児用遊具の設置、バーベキューハウスの更新を国庫補助事業により進めます。

そのほかの公園につきましても、総合計画の年次計画に沿って、長寿命化を図るために遊具や設備の修繕のための経費を予算計上しています。

続きまして、消防体制の推進につきましては、平成28年4月に十勝管内が一つにまとまり広域化が始まりましたが、十勝広域消防事務組合消防負担金を消防費の常備消防管理経費に計上し、消防団に関する経費を非常備

消防管理経費に当初予算で計上しておりますが、本定例会で補正予算として提案する経費は、常備消防管理経費では消火栓新設工事1基と更新工事3基を計上し、消防水利の充足率向上と有事における万全な体制整備を図ります。

また、非常備消防管理経費では、足寄町農業協同組合から消防団入団希望者が7名いるとのことで、団員の制服購入費予算を提案しております。

引き続き、町民の安全・安心を確保するために、消防署、消防団と関係機関が一体となって、地域の実情や社会情勢の変化に即応した消防行政の確保に努めてまいります。

また、複雑多様化する火災や各種災害などに対し、迅速かつ的確な対応を図るとともに、救急需要に対応するため、医療機関と連携を図り、消防・救急・防災体制の充実強化を進めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

平成30年度に着手しました防災行政無線施設の更新事業は、施設整備がほぼ完了し、今後旧設備の撤去を行います。ちなみに、戸別受信機の各世帯への現在の配備状況は、一般世帯1,602台で、配備率約45%、町内企業には45台配備しており、引き続き未配備世帯への配備を行い、各戸に災害情報などが確実に届けられる体制の整備を進めてまいります。

また、頻発する異常気象や地震・火山噴火、大規模停電などの災害に備え、みずからの地域はみずからが守る、自主防災組織の組織化に向けた取り組みを推進していくとともに、防災資機材の増強、内水排水のための水中ポンプの追加整備、主要避難所である総合体育館と子どもセンターへの非常用電源設備整備に向けた実施設計業務の予算措置を行っております。

なお、本年4月1日より地域防災マネージャーの資格を取得した前足寄弾薬支処長を任期つき職員として採用し、地域防災力の向上を図ってまいります。

一般会計の歳入では、財政調整基金及び公共施設建設等基金から合計5億9,588万2,000円の繰入金を計上し、町債においては辺地対策事業債や過疎対策事業債など合計2億6,400万円の借り入れを見込んでおります。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設立目的に沿い、できるだけ簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

簡易水道事業につきましては、古くなった計装装置の更新や遠隔監視システム等の整備を行い、施設管理の充実と安定した水の供給維持を図ります。

公共下水道事業では、引き続き施設や設備の適正な維持管理を進め、長寿命化計画に基づき、下水道終末処理場の土木、建築の改修工事を進めます。

また、災害・緊急時等の施設維持管理に迅速に対応するために、国の社会資本整備総合交付金を活用して、発電機及び防災資機材を運ぶためのクレーンつきトラックを購入するための経費の予算を提案しています。

介護保険特別会計におきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本年10月に予定されている消費税増税の増税分を財源に、低所得者等の介護保険料軽減を図るため、本定例会に条例改正を提案するとともに必要な予算措置を行ってまいります。

次に介護サービス事業特別会計であります。特別養護老人ホームの運営に当たっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心して生活が送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、現施設は老朽化が進んでいることから、足寄町における新たな医療と介護・保健・福祉の連携を進める上でも、現在の特別

養護老人ホームをどのような規模、構成で改築すべきかは最重要課題であり、地域包括ケアの推進に係る国の動向を踏まえ、国保病院、さらに介護療養型老人保健施設あづまの里とも密な連携を図り、検討を進めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業であります。安心・安全な水道水の安定的な供給を図るため、老朽管路及び道路改良事業に伴う配水管敷設替事業を進めてまいります。

なお、10月に予定されている消費増税の実施に合わせ、上下水道料金等への消費税及び地方消費税の円滑な転嫁を行うために、現在の内税方式から外税方式へ改正を行うための条例改正につきまして、本定例会で提案しております。

次に、国民健康保険病院事業会計につきましては、北海道から地域枠医師の配置決定があり、前任の地域枠医師にかわって常勤内科医師1名が本年4月から1年間配置されることとなりました。引き続き、医療提供体制の充実を図るとともに、町内唯一の入院病床を有する救急告示医療機関として、24時間365日の救急患者受け入れ体制を堅持してまいります。

また、医師や看護師等医療従事者の安定的な確保を図り、住民がいつでも安心して必要な医療を受けられる体制維持に努めてまいります。

患者さんへの対応においては、病院の理念・基本方針に掲げる、いたわりと思いやりのある病院づくりを重点課題にさまざまな取り組みを進めており、特に接遇面については、利用いただいている患者さんの目線に立った改革を進めているところであります。

経営改善につきましては、人口減少を主因とする患者数減少やたび重なる診療報酬改定などより、年々厳しい状況に置かれておりますが、地方の公共病院が果たす役割の重要性に鑑み、さまざまな角度から経営安定化に向けた取り組みを進めるとともに、平成29年

度に策定した、新足寄町国民健康保険病院改革プランに基づき、団塊の世代が75歳を迎える2025年のあるべき医療提供体制の将来像を見据えながら、必要な医療提供体制を確保しつつ、病院会計の財政健全化に向けた取り組みを着実に進めてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げますが、今回の予算編成に当たっては、財政の健全化を念頭に置き、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、限られた財源の効率的な配分や国の施策を活用し、予算編成を行ってまいりました。

今後も限られた財源を効果的に活用し、健全な財政の堅持に努め、町民の皆様と対話を大切にして、効率的な行財政運営を進めてまいります。

なお、本町の使用料・手数料の公共料金に係る消費増税への対応につきましては、先ほども申し上げましたが、各水道料金は外税への見直しにより対応するための条例改正を本定例会に提案しております。

その他の施設使用料を初めとした各種公共料金等は、現在内税、総額表示の価格設定がほとんどであります。衆参同時選挙や消費増税の延期等の可能性もささやかれていることもあり、十勝管内の多くの市町村が本年9月以降の定例会に料金改定に係る条例を提案する予定と聞いておりますことから、本町にあっても本定例会での議会提案を保留し、今後の状況を踏まえて対応することとしております。

また、本年度から時間外労働の上限規制、有給休暇の取得義務化の導入を初めとした働き方改革や、会計年度任用職員への切りかえ等を進める必要があります。簡素で効率的な行政を進める一方、より多くの町民が住民にやさしい役場と感じていただけるよう、人材確保と人材育成を進めてまいります。

以上、令和元年度の一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げます。

今後の町政運営につきましては、議会との

連携のもと、誤りなき町政運営・執行に当たってまいる所存でありますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げ、行政執行方針とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分、再開といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より、足寄町教育委員会の所管行政執行に関する方針について申し上げます。

最初に基本姿勢についてです。

子供たちの心身ともに健やかな成長や大人の生き生きと学び続ける姿は、時代や社会を超えて町民共通の願いです。今、学校教育では、社会に開かれた教育課程を実施し、社会に生かされる確かな学力、円滑な人間関係を築く豊かな人間性、活動の源となる健やかな体力などの育成に向け、学校と家庭及び地域が一体となって連携する中で教育の質を保証することが求められています。

一方、生涯学習では、情報及び知識基盤社会の進展に伴う情報提供のシステムや時代の要請を踏まえた学習機会、ライフステージに応じた学習内容などの充実を図り、自主的・主体的な学習活動を通し、その成果を自己実現やまちづくりなどに生かしていく持続可能な仕組みづくりを推進していかなければなりません。

足寄町教育委員会といたしましては、こうした状況を踏まえ、教育基本法を初めとする教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第5次足寄町生涯学習推進計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重し、学

校や家庭、地域、関係機関・団体と相互に理解と補完を図りながら、地域の宝である子供たちの健やかな成長につなげる学びと町民の生きがいとなる学び合いを推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習の推進について、主な施策を申し上げます。

学校教育の推進。

学習指導要領の基本理念である、生きる力を育む学校教育の推進についてです。

まず、調和と発達のとれた教育課程の適正実施に努めるとともに、生涯学習推進アドバイザーを活用した指導・助言や進行管理を通し、適正な管理・運営を図ってまいります。

次に、保護者・地域に信頼され、安心して託される学校運営に向け、教育委員会が主体性を発揮し、校長会議・教頭会議を通し、的確な指示や指導等の徹底を図ってまいります。

さらに、地域とともに歩む開かれた学校づくりに資する学校評議員会議・学校運営協議会や地域参観日の開催、学校評価や地域教育資源の活用、学びの連続性を重視した小・中学校の指導連携などを推進してまいります。

生きる力の具体的な方策としまして、確かな学力では、町費による特別支援教育支援員及び足寄小学校への臨時教諭の配置による少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動などに取り組んでまいります。

また、全国学力・学習状況調査や足寄町生涯学習研究所の学力調査・分析などの結果を踏まえ、各小・中学校に学力向上策や学校改善プランを位置づけて、学力向上を図ってまいります。さらに、国旗・国歌の実施では、儀式的行事等において望ましい形での実施を図ってまいります。

次に、豊かな心では、道徳教育を重視し、特別の教科道徳を通して命の大切さや思いやりの心の涵養、教育相談の充実、読書活動の推進、情報モラル教育の徹底等に取り組んでまいります。特に読書につきましては、想像

力や共感性などの豊かな感性を育む学校図書
の充実に向け、引き続き図書の計画的整備や
町図書館との連携による定期的な巡回配本活
動に取り組んでまいります。

また、いじめは誰にでも起こり得る・犯罪
である・命や人権にかかわる問題である、と
の共通理解に立ち、足寄町いじめ防止基本方
針に基づき未然防止や早期発見と迅速対応、
学校・保護者・関係機関との速やかな連携に
努めるとともに、重大事案につきましては総
合教育会議で協議・調節してまいります。

そして、健やかな体では、全国体力・運動
能力運動習慣等調査や新体力テストの実施を
踏まえ、教科体育の充実や体力づくり運動の
日常実践化に努め、体力向上や運動の習慣化
を推進してまいります。

今日的な教育課題につきましては、食育で
は栄養教諭の効果的な活用を図り、食に関す
る指導を推進するとともに、学校給食の衛
生・安全管理の充実を努めてまいります。ま
た、魅力ある献立を通し、地場産食材の積極
的な活用による、ふるさと給食やリクエスト
給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努
めてまいります。

国際理解教育では、新たに国際交流員を1
名増員し、小学校学習指導要領に対応する英
語学習や外国語活動及び中学校の英語教科な
どの支援を図り、小中学生の英語力の向上や
異文化理解など国際理解教育の推進に努めて
まいります。

キャリア教育では、関係機関・団体等との
協力・調整を図り、職場訪問体験学習などを
通し、望ましい職業観や勤労観を培ってまい
ります。

防災・交通安全教育では、いつでも、どこ
でも起こり得ることを想定し、各教科の関連
学習内容や実施訓練を通して、災害への適切
な迅速対応に努めてまいります。

I C T教育では、児童生徒のプログラミング
教育の必修化に伴う機器等を計画的に整備
して効果的活用を図り、児童生徒が主体的に
学ぶための情報活用や課題解決などの能力育

成に努めてまいります。

環境教育では、足寄中学校の太陽光発電装
置を活用した環境保全やエネルギー教育を理
科教育などの教育活動に組み入れてまいりま
す。

特別支援教育では、社会的自立を目指した
個別指導計画や教育支援計画に基づく個の障
害ニーズに応じた教育活動の展開や学習支援
員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの
連携など、支援体制の充実を努めてまいりま
す。

複式教育では、少人数のよさを生かしたき
め細かな指導計画による個に応じた指導や、
学習効果を高める集合学習と町内的な交流学
習を支援し、地域環境の特性を生かした複式
教育の充実を努めてまいります。

足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた
取り組みにつきましては、足寄高等学校振興
会等関係機関と協力・連携し、通学費や海外
研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設な
どに引き続き支援を継続してまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減
少の対策として、引き続き小・中・高の児童
及び生徒に無償提供をしてまいります。

教育環境につきましては、校舎の老朽化に
伴う施設・設備の改修や教職員住宅の改築等
を計画的に進めてまいります。

生涯学習の推進。

豊かに学び続ける生涯学習の推進について
です。

「笑顔がつながる学びあいのまち」を基本
理念とした第5次足寄町生涯学習推進計画を
踏まえ、生涯学習社会の実現に向けた社会教
育の充実を図り、地域教材などを組み入れた
多様な学習活動や教育委員会ホームページを
活用した情報発信及び町民ニーズの把握に努
め、町民の生きがいとくずなくづくりを図っ
てまいります。

家庭教育につきましては、子供が最初に接
する社会が家庭であることから、家庭教育学
級や子育て支援・学習と交流の会「すくす
く」の充実をさらに図ってまいります。ま

た、あしよろ子どもセンターなどの子育てに携わる関係機関との連携により、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる青少年期にさまざまな体験活動を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが望まれており、地域の自然・文化・歴史などの地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施を初め、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めるとともに、長期休業中の居場所づくりとしてチャレンジクラブを夏季間と冬季間にわたって実施し、学ぶ意欲や習慣化を図ってまいります。また、地域の教育機関である北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄や九州大学北海道演習林との連携を図ってまいります。

成人教育につきましては、今後のまちづくりにとって欠くことのできない重要な視点であり、情報提供やリーダー養成を図る学習機会の充実に努めてまいります。また、ふるさと足寄100年塾生きがいスクールや学遊校の活動として、多様な講座やボランティア活動への積極的な参加など、高齢者の生きがいにつながる豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性ならではの経験と感性によって活躍する社会が求められており、女性の仲間づくりやまちづくりを推進するための学習機会や情報提供に努めてまいります。

国際交流につきましては、姉妹都市のウェタスキウィン市から招聘している国際交流員を2名体制に増員して活動の充実に図り、保育園児の英語遊び活動ペピーキッズや一般町民を対象とした英会話教室などを実施してまいります。

生涯学習の施設につきましては、町民センターと生涯学習館をまちづくりやひとづくりに向けた学習拠点として位置づけ、学びやすく親しみやすい施設環境の充実に努めてまいります。昨年オープンした図書館につきましては、図書の計画的購入や魅力ある事業及び

情報発信などを図り、町民が気軽に利用できる機能や利便性などの向上とともに、読書普及活動を推進してまいります。

また、乳幼児・児童への読み聞かせや乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援するブックスタート事業を継続して取り組んでまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種文化団体等が行う自主的な活動を通してすぐれた文化・芸術に触れる機会を提供し、地域文化の伝承や創作活動等を支援してまいります。

文化財につきましては、郷土資料館において、町の歴史や発展の資料を数多く保存していることから、郷土の歴史や文化継承が町民や学校教育、社会教育にも有効活用できるような資料の整理や展示の工夫、情報提供などに努めてまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより、入館者の充実に努めており、本町の象徴的な学術施設として、さらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

国指定天然記念物オンネト一湯の滝マンガン酸化物生成地につきましては、環境省が実施する生態系維持回復事業を通し、外来魚生息数の根絶が平成31年1月22日付で宣言され、今後においても環境省等と連携を図りながら、自然保護について啓発を図ってまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、「いつでも・どこでも・だれでも」スポーツに参加できる機会の拡充や各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、指導者の育成や指導体制の充実に努めてまいります。さらに、各種スポーツ大会や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定事業、出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

以上、令和元年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

町議会議員並びに町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、農業委員会から活動方針を申し述べます。

農業委員会会長 齋藤陽敬君。

○農業委員会会長（齋藤陽敬君） 議長のお許しをいただきましたので、令和元年第2回足寄町議会定例会の開催に当たり、足寄町農業委員会の活動方針について申し上げます。

昨年の本町の農作物については、春先の好天により播種作業が順調に進み、例年に続く豊作を期待しましたが、6月以降の雨天・長雨・低温等の気象条件に恵まれず、全般的に減収傾向となり、厳しい1年となりました。

小麦は6月の開花期を低温及び日照不足により不稔が多く、地域によっては細麦となるなど収量の格差が大きい作柄となり、前年度を下回る結果となりました。

豆類は価格は堅調に推移しましたが、収穫期の長雨の影響で品質低下を招いたことから、残念ながら減収となりました。また、その他の秋作物に関しましても全般的に減収傾向にありました。

酪農につきましては、9月の胆振東部地震において48時間を超える停電により搾乳作業ができず、さらに乳業工場の生乳受け入れの停止等により、廃棄を余儀なくされました。また、搾乳ができなかったことから乳房炎が発生し、牛乳の廃棄と合わせ被害が拡大しました。このような中、生産者の皆様に大変御苦労があったと存じますが、皆様の御尽力により前年の乳量を維持することができました。

また、和牛を含め個体販売の価格は若干値下がりがあったものの、まだまだ高値で推移しており、安定した畜産収入を確保しております。

農業の経費面では、肥料、飼料及び石油価格の高騰により、全般的にどの形態も生産費が高騰している状況であることから、本年の

農畜産産業全般に影響を及ぼすのではないかと危惧するところであります。

このような状況下であります、本年こそは豊かな実りの秋を強く期待するところであります。

さて、私どもの農業委員は4月1日から12名の新体制でスタートしました。

農業委員の半数が新人ということからも、改めて初心に返り、一致団結して取り進めてまいります。

農業委員会は、農業者を代表する機関であり、また農業生産の根幹をなす、土地と人にかかわる重要な農地行政を担う機関として、担い手の皆様の初め、足寄町、足寄町農業協同組合及び一般社団法人北海道農業会議等関係機関と連携し、農地等の利用最適化を推進してまいります。

農業委員会業務における活動方針について、次のとおり申し上げます。

1点目に、法令所掌事務の実施について申し上げます。

農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、その他法令に基づく農地の権利移動・転用等に関する事務を適切に実施します。

また、毎月の総会において、農地の権利移動・転用等に関する事案について審議いたします。

2点目に、農地等の利用最適化について申し上げます。

農業委員会の主たる業務である、農地等利用最適化とは、具体的に言うと、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進であります。

担い手への農地利用の集積・集約化については、担い手による優良農地の確保並びに農業経営の規模拡大のために農地の集積・集約化を図ります。特に農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が実施する農地売買等事業を活用することにより、担い手の集積・集約化ができるよう推進してまいります。

耕作放棄地の発生防止・解消については、担い手の高齢化・後継者不足により離農農家の増加や昨今の農業機械の大型化に伴う耕作不適地の遊休化が危惧されておりますが、現在も継続して取り組んでおります農地パトロール等を引き続き実施し、農地利用の実態を調査します。もちろん農地として活用することが第一としますが、難しい場合は農地以外の利活用も視野に入れて、関係機関等と協議してまいります。

新規参入の促進については、認定農業者・新規就農者等、意欲のある担い手に対して、農地の利用調整を図れるよう対応いたします。また、農地所有適格法人及び参入法人に対して、農地利用について地域農業者等の調整、指導を図ってまいります。

農地等の利用の最適化の全体を通して、農業委員会は農地の保有及び利用状況、農地利用に有する情報提供等を目的として、人・農地プラン等地域における農業者による協議の場へ積極的に参加してまいります。

3点目に、農業者年金と家族経営協定の取り組みについて申し上げます。

国民年金と合わせて老後の生活を豊かにするため、農業者年金の加入促進と、年金相談会等を開催してまいります。

家族協定につきましては、なかなか普及が進まない状況ではありますが、農業経営において一番必要とするパートナーや後継者への啓発を図ってまいります。

4点目に、農業後継者パートナー対策事業について申し上げます。

平成21年度より農業後継者パートナー対策委員会を設置し、対策委員の組織の一員として婚活ツアー等の事業を実施しております。本年は、三町コラボ婚活イベントイン釧路を主体として、帯広で3回開催されるカチコン、スイーツパーティー、札幌で開催される北海道ふれあいツアーを計画しております。また、結婚促進対策支援事業として、成婚へ導いていただいた方への謝礼、小さな出会いの場を企画・実施された方への支援、ま

た対策委員会で計画した事業以外の婚活パーティーに参加する希望者への支援を実施してまいります。

今年度におきましても、多くの方が参加したくなるような企画をより多く提供し、一組でも成婚できるよう足寄町農業協同組合青年部と協力して進めてまいります。

最後に、情報発信の取り組みについては、足寄町ホームページ及び農業委員会だよりにより、農業委員会情報を提供し、またインターネットを活用して農地情報等を公表いたします。

以上、令和元年度足寄町農業委員会の活動方針を申し上げます。町議会議員並びに町民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます、活動方針とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、行政執行方針を終わります。

◎ 報告第6号

○議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第6号繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第6号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

平成30年度足寄町一般会計予算の繰越明許費は別紙のとおり、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

繰越明許費につきましては、予算計上の議決いただきました1ページ右側の別紙計算書のとおり、地域活性化推進事業などそれぞれ事業費の額が確定いたしましたので、報告するものでございます。

翌年度への繰越額は12事業、合わせまして1億6,166万1,000円でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第7号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第7号事故繰越し繰越計算書についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました報告第7号事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案書の2ページをお開き願います。

平成30年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告をするものでございます。

事故繰越しにつきましては、2ページ右側の別紙計算書のとおり2款総務費、1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境・店舗等整備補助金について、交付決定をした新築工事2件及び改築工事2件が年度内に完了することが困難となりましたため、また、9款消防費、1項消防費、防災行政無線デジタル化施設更新工事について、河川占有に係る北海道との協議に時間を要し、年度内に完了することが困難となりましたため、事故繰越しを行ったものでございます。

翌年度への繰越額は2事業、合わせて1億8,466万1,000円でございます。

なお、住環境・店舗等整備補助金につきましては、改築工事2件は既に工事が完了し、支出済みであります。新築工事2件につきましては今月中に完了する見込みでございます。防災行政無線施設更新事業につきましても、今月中に完了する見込みでございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 報告第8号

○議長（吉田敏男君） 日程第8 報告第8号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、報告第8号予定価格1,000万円以上の工事または製造の請負契約の締結について御報告申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

4ページをお開き願います。

平成31年2月26日から令和元年5月21日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事または製造の請負は、別紙のとおり、下水道管渠新設その1工事ほか4件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第60号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

5ページをお開き願います。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、中足寄辺地、茂足寄辺地、大誉地辺地、芽登辺地及び平和辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財政上有利な起債であります辺地対策事業債を申請する場合には、本計画への計上が条件とされておりますことから、同事業債を申請予定の事業について、本計画に追加する等の変更につきまして議会の議決をお願いするものでございます。

6ページから10ページに、中足寄辺地ほかの総合整備計画書を添付しておりますが、下線表示部分に変更箇所がございます。

6ページをお開き願います。

最初に左の計画書、中足寄辺地につきましては、飲用水供給施設といたしまして、道営水利施設等保全高度化事業を追加しております。

右側、茂足寄辺地につきましては、市町村道・橋梁といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業を増額変更しております。

7ページをお開き願います。

大誉地辺地につきましては、飲用水供給施設といたしまして、足寄簡易水道（大誉地地区）遠隔監視システム等整備事業、営農用水道（下斗伏）計装装置更新事業の2事業を追加しております。

8ページをお開き願います。

芽登辺地につきましては、飲用水供給施設

といたしまして、営農用水道（旭ヶ丘）計装装置更新事業、道営水利施設等保全高度化事業の2事業、市町村道・橋梁といたしまして、橋梁長寿命化修繕事業等を追加しております。

9ページをお開き願います。

今申しあげました事業の追加、事業の見直し等によりまして、事業費を変更しております。

10ページをお開き願います。

平和辺地につきましては、右側の各施設の事業名を一部変更するとともに、事業費を変更しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 7ページと8ページの件について、ちょっとお聞きしたいのですが、

どこの給水施設も水量の変化、水質の変化というふうに書いてありますけれども、この辺についてちょっと追加説明といえますか、わかりやすくお願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 飲用水供給施設足寄簡易水道大誉地地区及び下斗伏地区の計装に係るのですが、水質的には昔からの水質ということで大きくは変わってないのですが、水質の基準がだんだん厳しくなっていると、そういうことも含めて、日常の管理ではなかなか現地へ行って管理するということがなかなか難しいということもありますので、遠隔監視で配水の水量だとか、水質についての監視をしたいと、そういうような施設の改修事業でございます。

下斗伏につきましても同じような改修事業、そしてここにつきましては高台までポン

プで増圧をしているというような形がありますので、そのポンプの増圧施設もあわせて更新をしてみたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。
5番。

○5番（田利正文君） 単純な質問なのですが、水量の変化とあったものですか、もともと湧き水、それとも沢水かわかりませんが、水の量自体がもう変化してきているということに捉えていいのですか。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 水量の変化といひまして、もともとの水量が大きく変化する形ではなく、入ってくる、施設に入ってくる水量の監視だとか、施設から出ていく水量の監視をすることによって、何か事故等があったときに早急に対応できると、そういうような形で計装装置を整備するというような事業でございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。
他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第60号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての

件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第61号

○議長（吉田敏男君） 日程第10 議案第61号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第61号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事の委託を行うに当たって、足寄下水終末処理場の建設及び足寄町下水道長寿命化計画策定に携わり、下水終末処理場の状況を熟知し、建築工事及び土木工事に精通した技術を有している者に建設工事を委託することから、下記のとおり業務委託にかかわる協定を締結するため議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

協定の目的は、足寄下水終末処理場の建設工事委託でございます。

協定の事業費は、8,800万円でございます。

工事予定期間は、令和2年3月30日まででございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団 代表者 理事長 辻原俊博氏でございます。

協定の概要でございますが、平成26年度に策定した足寄町下水道長寿命化計画に基づき、足寄下水終末処理場の建築及び土木に係る更新工事を委託するものでございます。

工事概要でございますが、下水終末処理場の管理施設及び沈砂池施設及び最終沈殿池に係る建築工事並びに汚泥貯留施設に係る土木

工事について、更新工事を行うものでございます。

12ページから13ページに協定案、14ページから15ページに工事位置図等を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 13ページです、済みません、13ページの右側。単純なことなのですが、オキシデーションディッチ法と、これについてわかりやすく、素人にわかるようにちょっと説明お願いします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） お答えをいたします。

詳細については、ちょっと手元に資料がないので、説明しかねない、詳細まで必要でしょうか。（「こんなものだというのがわかれば」と呼ぶ者あり）

こんなものだ。オキシデーションディッチ法というのは、生物によって処理をする方法、標準活性化法と2種類、標準的にはあるのですが、そのうちの一部で、全国的には一般的な処理方法というような形になります。

15ページをお願いしたいと思います。

終末処理場の工事位置図になっているのですが、ほぼ中央の四角く大きく塗ったところが、今回やろうとしているところなのですが、その左側に丸いヒョウタンみたいな形したところ、これをオキシデーションディッチといいまして、この中を汚泥が周回することによって生物により水を浄化させると、そのような施設がオキシデーションディッチ法というような形になってますので、御理解のほどお願い、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） それは循環させるだけで自然に、自然界にいる微生物が勝手にそれを浄化してくれるということですか。それとも微生物や何か投下するのですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 循環するに当たりまして、空気で曝気という形なのですが、曝気をして、たくさん酸素を与えて生物を活性化させて汚泥を食べる、し尿を食べたり汚泥を食べたり、し尿ではないのですが、薄くなった汚泥を食べたり、あと逆にそれをとめることによって、嫌気というのですが、空気がないところで多く発生する虫もいますので、そういう形で曝気と嫌気で処理していくと、そういうような方式になっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第61号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第61号足寄町公共下水道足寄下水終末処理場の建設工事委託に関する協定の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

ちょっと若干時間が早いのですけれども、昼食のため、1時まで暫時休憩といたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第62号

○議長（吉田敏男君） 日程第11 議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書16ページをお開き願います。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更するものでございます。

規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項の規定により、議会の議決を経なければならないこととなっておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

変更の理由は、同組合の構成団体内、解散に伴い脱退した団体が生じたためでございます。

改正内容について、御説明をいたします。

別表から、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合、及び池北三町行政事務組合を削るものでございます。

なお、附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

17ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第62号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第63号

○議長（吉田敏男君） 日程第12 議案第63号北海道市町村総合事務組合理約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第63号北海道市町村総合事務組合理約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

18ページをお開き願います。

地方自治法第286条第1項の規定によ

り、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものでございます。

変更の理由は、同組合の構成団体内中、解散に伴い脱退した団体が生じたためでございます。

改正の内容について、御説明いたします。

別表第1及び別表第2から、北空知葬祭組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合を削るものでございます。

なお、附則におきまして、この規約は北海道知事の許可の日から施行することを定めております。

19ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第63号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第64号

○議長（吉田敏男君） 日程第13 議案第64号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） ただいま議題となりました議案第64号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

20ページをお開き願います。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

変更の理由は、同組合の構成団体内中、解散に伴い脱退した団体が生じたためでございます。

改正内容について御説明いたします。

別表第1から池北三町行政事務組合、日高地区交通災害共済組合、十勝環境複合事務組合及び北空知葬祭組合を削るものでございます。

なお、附則におきまして、この規約は総務大臣の許可の日から施行することを定めております。

20ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第64号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第65号

○議長(吉田敏男君) 日程第14 議案第65号足寄町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長(村田善映君) ただいま議題となりました議案第65号足寄町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書21ページをお開き願います。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法案が平成31年3月に成立したことにより、森林環境譲与税は平成31年4月から施行されることとなり、森林環境税が施行されるまで令和5年までの5年間市町村に交付されることとなります。

市町村は森林環境譲与税の譲与を受けるため基金を創設し、森林整備に関する施策、人材育成、担い手確保を確実に事業の増加に結びつく事業に要する経費の財源として必要な事項を条例に定めるものであります。

なお、森林環境譲与税の譲与される時期は9月と3月の年2回であることから、本条例

を制定するものであります。

条例の内容について御説明いたします。

第1条では設置として、足寄町における間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、足寄町森林環境譲与税基金を設置すると定めております。

第2条では積み立てとして、基金として積み立てる額は国から足寄町に譲与される森林環境譲与税の額に基づき、予算において定める額と定めております。

第3条では基金の使用として、基金は第1条に規定する事業に要する経費に充てるために使用することができる。第2項では、基金を使用する場合は、その金額、一般会計の歳入歳出予算に計上して使用するものと定めております。

第4条では基金の管理として、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない定めております。

第5条では運用益基金の処理として、基金の運用から生じる収益及び基金を財源とする事業によって発生する収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、その基金に繰り入ると定めております。

第6条では、繰りかえ運用について定めております。

第7条では、委任について定めております。

附則で、この条例は公布の日から施行することと定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号足寄町森林環境譲与税基金条例の制定についての件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第65号足寄町森林環境譲与税基金条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第66号

○議長(吉田敏男君) 日程第15 議案第66号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長(佐々木雅宏君) ただいま議題となりました、議案第66号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成31年3月30日に総務省令第44号により、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことにより、本町の過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案の19ページをごらんください。

改正の内容につきましては、総務省令第44号において、租税特別措置法第12条及び第45条の規定の適用を受け、取得価格2,700万円を超える設備を新設または増築した者が受ける事業税の軽減措置が、過疎地域の。(議長「ページ数が違っている」と呼ぶ)

申しわけございません。

ページ22ページをごらんいただきたいと思います。

総務省令第44号において、租税特別措置法第12条及び第45条の規定の適用を受け、取得価格2,700万円を超える設備を新設または増築した者が受ける事業税の軽減措置を、過疎地域として公示された日から平成33年3月31日まで延長されたことから、本条例第2条の特例適用の範囲の中で規定する課税の特例の対象となる固定資産の取得期限を令和3年3月31日とし、2カ年、2年間延長する改正を行うものでございます。

附則としまして、本改正条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものとしております。

22ページの右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。申しわけございませんでした。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第66号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第67号

○議長(吉田敏男君) 日程第16 議案第67号災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長(保多紀江君) ただいま議題となりました議案第67号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の23ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害義援金の貸し付けにかかる利率、償還方法等について、所要の改正を行うことを提案させていただくものでございます。

改正の内容について申し上げます。

第14条第1項につきましては、法律により年3%に固定されていた災害援護資金の貸し付け利率について、年3%以内で市町村が条例で定めることとなったことから、被災者の返済負担を軽減するため、「据え置き期間経過後の利率を延滞の場合を除き年3%」を、「延滞の場合を除き無利子とする」に改めるものでございます。

また、第2項及び第3項として、今まで必須要件となっていた保証人についても、市町村の判断となったことから、保証人についての規定を追加いたしました。

第5条につきましては、償還方法の規定となっておりまして、第1項で定めている年賦償還または半年賦償還に、月賦償還を追加して、償還方法の拡充を行い、第3項においては、法律改正に伴う文言の整理等を行うものでございます。

附則ですが、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日以降に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用するものでございます。

なお、23ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第67号災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第68号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第68号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 佐々木雅宏君。

○住民課長（佐々木雅宏君） ただいま議題となりました議案第68号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成31年3月29日に平成31年政令第87号をもって、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、平成31年4月1日から施行されたことにより本町の足寄町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案の24ページをごらんください。

国民健康保険税は主として、国民健康保険事業に充てられる基礎課税分、医療保険者として後期高齢者医療を支えるために納付する後期高齢者支援金分、介護保険制度を支えるために介護保険の第2号被保険者数に応じて納付する介護納付金に充てられる介護納付金分の三つからなっており、税額は基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分のそれぞれ所得割、均等割、平等割の合計額となります。

今回の改正で、第2条の第2項ただし書き中の「58万円」を「61万円」に、3万円引き上げるものでございます。

なお、後期高齢者支援金分、介護納付金分の限度額については据え置きとなっております。

また、第23条の改正は軽減判定基準の見直しを行うもので、被保険者数に応じて算定される均等割と一世帯あたり算定される平等割、それぞれの5割の軽減、2割の軽減の算

定のもとになる被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる1人当たりの基準額を5割軽減につきましては27万5,000円から28万円に、2割軽減につきましては50万円から51万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象となる世帯を拡大することで、低所得世帯の国民健康保険税の負担の軽減を図る内容となっております。

附則として、第1条で改正後の条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものとし、第2条で平成30年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとし、今回の改正は令和元年度以後の国民健康保険税について適用するものとしております。

議案の25ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照のほどお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 最高限度額が引き上げることになってますけれども、ここにかかわる職種の方というのでしょうか、世帯数ですとか、教えていただけますか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（佐々木雅宏君） 私27年まで国民健康保険の担当でございましたけれども、その当時の算定した当時の記憶として答弁させていただいてもよろしいでしょうか。

限度額の、賦課限度額を超える世帯というのがどれぐらいの世帯数あって、どういう職種であったかという質問かと思えますけれども、大体600万円を超える所得があればやはり限度額に達していたという記憶がございます。平成30年度の資料として、限度超過世帯というのは基礎課税額世帯として132

世帯、平成30年度はございました。この内訳として、27年当時ですと、やはり農業者がほとんどであったと記憶してございます。あと商業者が若干数世帯ですけれども、あったというふうに記憶してございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 5番。

○5番（田利正文君） 農業者が圧倒的に多くて、所得と言いましたね、所得で600万円を超える場合ですね。わかりました。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） ちょっとお待ちください。5番だけね。よろしいです。

5番議員を除いて、他の方は全部起立であります。

したがって、議案第68号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第69号

○議長（吉田敏男君） 日程第18 議案第69号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） ただいま議題となりました、議案第69号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の26ページをお開きください。

本条例の改正につきましては、地域における医療及び介護の総合的な各法を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、本年10月に予定されている消費増税の増税分を財源とした低所得者の第1号保険料の軽減を図るため、本条例を改正することを提案させていただくものでございます。

また、本年度におきましては、本年10月以降の消費増税による財源手当であることを反映し、令和2年の軽減完全実施の半額の軽減として定めることとしております。

改正の内容について申し上げます。

改正の内容については、新旧対照表により御説明いたしますので、27ページをお開きください。

改正前の第3条第1項第1号で、生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者並びに町民税非課税世帯で、合計所得等の額が80万円以下の方の介護保険料を3万4,500円と定めており、第3項におきまして平成30年度から32年度においては3万1,100円へ軽減することとしておりました。

次に改正後をごらんください。

第3項におきまして、令和元年度以降は3万4,500円を2万5,900円と定めることとしております。

次に今回の改正で軽減対象者を拡充し、第4項と第5項を追加しており、第4項で第3条第1項第2号に定める方については4万3,500円を3万9,000円に、第5項で第3条第1項第3号に定める5万1,800円を5万100円に、それぞれ軽減することとしております。

次に、26ページにお戻りいただきまして、附則ですが、この条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用し、経過

措置として改正後の足寄町介護保険条例第3条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によることとしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第69号足寄町介護保険条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第70号

○議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第70号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題と

なりました、議案第70号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書28ページをお開き願います。

現在の水道料金につきましては、消費税及び地方消費税を含む内税方式であります。これを外税方式に改正を行うものでございます。

消費税及び地方消費税の合算率は現行8%であります。令和元年10月に10%に引き上げられる予定であること、また税率は今後も見直しが行われるものと考えられることから、税率の改定があっても条例改正が不要である外税方式に条例改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例。

足寄町営農用水道等条例の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改めるといたしまして、料金は別表に定める基本料金と超過料金との合計額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。

次に、別表を次のように改めるといたしまして、別表につきましては、種類及び区分並びに基本水量についての変更はなく、基本料金及び超過料金につきましては、現行の額から消費税及び地方消費税の額を控除するため、108分の100を乗じた額でございます。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行することとしております。また、経過措置といたしまして、改正後の別表の規定は令和元年10月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例によるものとしております。

29ページに、新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いを申

上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 基本料金を下げてもすけれども、消費税が上がったら利用料上がることになりますね。その辺だけ確認したいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 基本料金が下がったというわけではなくて、今まで内税方式で消費税分も加算されていた額だったので、そま消費税分を減額したというような形になります。以後については、合計金額に消費税分を加算して請求するというような形になりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

5番。

○5番（田利正文君） 済みません、理解不足で。

もし10月に消費税が上がったら当然その分が上乘せされるというふうに理解していいですね。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

5番。

○5番（田利正文君） もちろん町に責任があるわけでも何でもありませんけれども、町民の代表として、上がらないほうがいいということは当たり前のことですので、反対をしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） わかりました。

他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで討論を終わります。

これから、議案第70号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 5番議員を除いて他は全部賛成であります。

したがって、議案第70号足寄町営農用水道等条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第71号

○議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第71号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第71号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書30ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、議案第70号と同様、下水道使用料を外税方式にするための改正を行うものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例。

足寄町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

第22条第1項を次のように改めるといたしまして、使用料の額は毎使用月において使用者が排除した下水の量に応じ、別表第3に定める基本料金と超過使用料との合計額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とする。

次に、別表第3を次のように改めるといたしまして、議案第70号と同様、現行の額に108分の100を乗じた額に置きかえをしております。

また、附則における施行日及び経過措置につきましても、議案第70号と同様、本年10月分から適用するものと規定をしております。

31ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 5番議員を除いて他は賛成でございます。

したがって、議案第71号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第72号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第

72号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長 増田 徹君。

○建設課長（増田 徹君） ただいま議題となりました、議案第72号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書32ページをお開き願います。

本条例の改正につきましては、議案第70号と同様、水道料金を外税方式にするための改正を行うものと、新たに水道料金の区分に臨時用を設けるものでございます。

臨時用の区分の追加につきましては、従来短期間の臨時的な使用があった場合、その使用目的により、1立方メートル当たりの単価を設定し、料金の請求を行ってまいりましたが、使用目的を問わず臨時用の区分の料金設定を新たに設けるものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

足寄町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加えるといたしまして、第9号「臨時用」とは、工事の施工その他一時の用に給水するものと町長が認めるものをいう、を加えるものでございます。

次に、24条を次のように改めるといたしまして、料金は別表第1及び別表第2に定める基本料金と超過料金との合計額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加算した額とするものでございます。

次に、別表第1及び別表第2を次のように改めるといたしまして、別表第1につきましては、種類及び区分に「臨時用」を、料金に「1立方メートルあたり287円」を追加いたしました。

なお、その他別表1及び別表2につきましては、種類及び区分並びに基本水量について

の変更はなく、議案第70号と同様、現行の額に108分の100を乗じた額に置きかえをしております。

また、附則における施行期日及び経過措置につきましても、議案第70号と同様、本年10月分から適用することとしております。

33ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） 臨時用は工事だとかそういったのはわかるのですけれども、例えば農業関係でいえば、例えばいろいろな病気が出て洗浄したよとか、そういったいろいろな牛舎洗浄したとか何とかという形が、例えばですよ、そういったこと出てくるのですけれども、そういったことも含めて工事ばかりではなくて、そういった部分も入ってくるということなんでしょうかね。例題をもし多くあれば参考になるかなと思うのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 臨時用の例題ということで、議員おっしゃられました防除だとかに使う水というのは、基本的には各家庭で使われている水道に関しては、臨時用という形ではなくそれぞれの用途区分において使用をしていただくというような形となります。

この今回提案させていただきました臨時用については、今北区浄水場で一時使用ができる応急給水の施設があるのですが、そういったところで町外だとかから来られた工事業者さん、それから緊急でどうしても水が必要になる方等々が対象となるかなというふうに考えております。

その際、そのつどそのつど1トン当たりの、1立方メートル当たりの料金を充てていたのですけれども、一律に287円というような形で請求をさせていただくと。そのほうが、通常の料金ですと一月おくれとかに請求になるのですが、その使った時点での請求が可能であるということで、業務の簡素化、それから請求の速やかさができるのではないかとということで、今回提案をさせていただきましたので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

6番。

○6番（熊澤芳潔君） そうすると災害だとか何とかということに使う、水使うこともありますよね。そのことだとかは、それは関係がないということになるのだね、それね。特別、どうなのでしょうかね、そこら辺は、そうしたら。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（増田 徹君） 災害とかは本当の緊急に関しては、今までもたしか料金はいただいていたかと思うのですが、そうでなくて、自然災害でなくて一時的に水が足りなくてどうしても給水してほしいだとか、冬期間で水道工事がどうしても水源の改修工事等ができなくて、水に困っているのが供給してほしいといった場合に、タンクで運んだりする場合に臨時としては使っていたところがございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 5番議員を除いて他の議員は賛成であります。

したがって、議案第72号足寄町水道事業給水条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第1号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件を議題といたします。

ただいま議題となっております、請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号日米貿易協定交渉から日本の農業・農村を守る請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をいたしました。

◎ 意見書案第2号

○議長(吉田敏男君) 日程第23 意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと

思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号2020年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 意見書案第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第24 意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 意見書案第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております、意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿への見直しを求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号日米地位協定のあるべき姿へ見直しを求める意見書の件は、総務産業厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 散会宣告

○議長（吉田敏男君） 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、6月13日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労様でございました。

午後 1時59分 散会